

街づくり推進団体に対する助成金交付要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2034号（局長決裁）

最近改正 令和8年5月15日 都市調 第101号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第17条に定める助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び支援制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、補助金規則及び支援制度要綱の例による。

第2章 助成金の交付申請等

（対象経費等）

第3条 この要領において、助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とする。

- (1) 事業促進のための広報に要する資料作成費（委託費を含む。）、印刷費及び郵送費
- (2) 講演会、研究会等の開催に要する会場借上費、講師謝礼及び資料代
- (3) 先進開発地区の視察に要する交通費、バス等借上費及び謝礼
- (4) 権利者相互及び関係機関との連絡調整に要する通信費、交通費及び会議費等
- (5) 団体専用として使用する事務所の賃借費、光熱費、事務用品費及び事務局職員の人件費等
- (6) その他街づくり推進団体の本来的な活動に要する費用で、本市と協議のうえ認められた費用

（交付申請）

第4条 補助金規則第5条第1項の規定により、市長が定める助成金交付申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、街づくり推進団体助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。
- 3 支援制度要綱第17条第5項の規定による申請者の確認は、前項の様式により行うものとする。
- 4 補助金規則第5条第2項第3号の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、街づくり推進団体助成金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項
 - (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- 6 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める助成金交付申請書への添付書類は、街づくり推進団体の規約及び名簿とする。

（交付決定通知）

- 第5条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、街づくり推進団体助成金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。
- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、街づくり推進団体助成金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請取下げの期日）

- 第6条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

（変更交付申請）

- 第7条 第5条第2項の決定を受けた者が、次の各号について変更しようとする場合は、街づくり推進団体助成金変更交付申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。
- (1) 申請を行う団体の名称、所在地、及びその代表者の氏名
 - (2) 助成金を受けて行う活動の目的及び内容
 - (3) 交付を受けようとする助成金の額
- 2 支援制度要綱第17条第5項の規定による交付の決定を受けた者の確認は、前項の様式により行うものとする。

(変更交付決定通知)

第8条 第7条の申請による決定は、第5条の規定を準用する。

(交付決定の取消)

第9条 補助金規則第19条及び支援制度要綱第17条第6項の規定による交付決定の取消は、街づくり推進団体助成金交付決定取消通知書(第6号様式)により行うものとする。

第3章 報告・助成金の交付等

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 街づくり推進団体助成金対象活動実績報告書(第7号様式)

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類 街づくり推進団体助成金収支決算書(第8号様式)

(3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類

ア 街づくり推進団体助成金 領収書等整理表(第9号様式)

イ 領収書等、経費の支出を称する書類又はその写し

ウ 活動の中で作成した資料又はチラシ等

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項とする。

3 補助事業者等は、当該助成金を受けて行う活動の完了後30日以内又は当該助成金を受けて行う活動が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、第1項の書類を市長に提出しなければならない。

(活動助成金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、街づくり推進団体助成金額確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(交付の時期等)

第12条 補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に助成金の全部を交付することができるものとする。

(活動助成金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、街づくり推進団体助成金交付請求書(第11号様式)により行わなければならない。

(活動助成金の返還請求)

第14条 補助金規則第20条第2項の規定による確定額を超えた部分の補助金等返還の命令は、街づくり推進団体助成金額確定通知及び返還請求書(第12号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第20条第1項の規定による決定の取消しに伴う補助金等返還の命令は、街づくり推進団体助成金返還請求書(第13号様式)により行うものとする。

第4章 雑則

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(報告)

第16条 市長は、補助金規則第27条の規定により補助事業者等に街づくり推進団体助成金年度事業報告書(第14号様式)及び活動報告シート(第15号様式)の提出を求めることができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算にかかる助成から適用する。

附 則(改正 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁)

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成21年3月31日 行財第752号 副市長決裁)

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁)

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る助成から適用する。

附 則（改正 平成25年5月31日 都市調第249号、局長決裁）

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則（改正 令和3年3月22日 都市調第942号、局長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則（改正 令和4年3月30日 都市調第865号、局長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則（改正 令和5年4月1日 都市調第863号、局長決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則（改正 令和8年5月15日 都市調第101号、局長決裁）

この要領は、令和8年5月15日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

街づくり推進団体助成金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 長

申請者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録番号	
	所在地	〒
	代表者氏名	

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第17条に定める助成金の交付を受けたいので、街づくり推進団体に対する助成金交付要領第4条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市地域まちづくり支援制度要綱及び街づくり推進団体に対する助成金交付要領を遵守します。

助成金を受けて行う活動の目的	
助成金を受けて行う活動の内容（概要）	
交付を受けようとする助成金の額	¥ . -
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動計画書 2 街づくり推進団体助成金収支予算書（第2号様式） 3 団体構成員の名簿 4 団体規約、定款等これらに類する書類

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

助成金手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。（助成金額は変わりません。）

街づくり推進団体助成金収支予算書

団体名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者及び負担方法等）
まちづくり推進団体助成金（A）		
合 計（B）		（B） ≥ （C）

2 支出（助成金対象経費分）

項 目	数量 (単位)	単 価	金 額	説 明
合 計（C）				（C） × 4 / 5 ≥ （A）

団体名
代表者氏名 様

横浜市長

街づくり推進団体助成金交付決定通知書

年 月 日をもって申請のありました 年度街づくり推進団体助成金については、街づくり推進団体に対する助成金交付要領第5条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額及び時期

- (1) 交付金額 ¥ . —
(2) 交付時期 年 月 日までに交付する。

2 交付条件

- (1) この助成金は、街づくり推進団体に対する助成金交付要領（以下「要領」という。）第3条に規定する対象経費のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 横浜市地域まちづくり支援制度要綱の趣旨及び要領第3条の規定に反した用途があると認めるとき、また収支決算の結果余剰金があった場合には、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) 補助事業が完了したときは、要領第10条に定める様式により、市長へ報告してください。本市の会計年度が終了した場合も、同様とします。
- (4) 市長は、要領第16条の規定により、年度事業報告書（第14号様式）の提出を求める場合があります。
- (5) 市長は、必要に応じて助成金の執行状況について調査をする場合があります。
- (6) この交付決定通知受領後、街づくり推進団体助成金交付請求書（第11号様式）を都市整備局の担当課に送付してください。
- (7) 虚偽その他不正な手続で交付を受けたときは、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）第20条第1項の規定に基づき全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (8) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則及び要領に定める事項について遵守してください。

第 年 月 日
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

横浜市長

街づくり推進団体助成金不交付決定通知書

年 月 日をもって申請のありました 年度街づくり推進団体助成金については、審査の結果、街づくり推進団体に対する助成金交付要領第5条第2項の規定に基づき、助成金の交付をしないことと決定しましたので、通知します。

1 不交付決定理由

街づくり推進団体助成金変更交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 長

申請者

団体名	
地域まちづくり グループ登録番号	
所在地	〒
代表者氏名	

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第17条に定める助成金について、街づくり推進団体に対する助成金交付要領（以下、交付要領という。）第5条第1項に基づく交付決定を受けた内容に変更があったため、交付要領第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市地域まちづくり支援制度要綱及び街づくり推進団体に対する助成金交付要領を遵守します。

変更前の交付決定	第 号 (年 月 日決定)
助成金を受けて行う活動の目的及び変更の理由（変更がない場合はその旨を記入）	
助成金を受けて行う活動の内容（概要）及び変更の理由（変更がない場合はその旨を記入）	
交付を受けようとする助成金の額及び変更の理由（変更がない場合はその旨を記入）	¥ . -
添付書類	1 活動計画書 2 街づくり推進団体助成金収支予算書（第2号様式） 3 街づくり推進団体助成金交付決定通知書の写し（変更前）

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

第6号様式

第 年 月 日
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

横浜市長 印

街づくり推進団体助成金交付決定取消通知書

年 月 日（ 第 号）をもって交付を決定した 年度
街づくり推進団体助成金については、審査の結果、街づくり推進団体に対する助成金交
付要領第9条第1項の規定に基づき、取り消しを決定しましたので、通知します。

1 取消決定理由

街づくり推進団体助成金対象活動実績報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市 長

報告者

団体名	
地域まちづくり グループ登録番号	
所在地	〒
代表者氏名	

年 月 日 第 号をもって決定通知のあった街づくり推進
団体助成金につきましては、事業が完了しましたので街づくり推進団体に対する助成金
交付要領第10条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

助成金を受けて行った 活動の成果	
交付決定額	¥ . -
助成金受領額	¥ . -
受領日	年 月 日
助成金の執行額	¥ . -
差引残額	¥ . -
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 街づくり推進団体助成金収支決算書 (第8号様式) 2 街づくり推進団体助成金領収書等整理表 (第9号様式) 3 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し 4 活動の中で作成した資料等

街づくり推進団体助成金収支決算書

団体名 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者及び負担方法等）
交付された街づくり推進 団体助成金（A）		
合 計		

2 支出（助成金対象経費分）

項 目	数量 (単位)	単 価	金 額	説 明
合 計 (B)				

3 決算後の助成金の額

(1) $(A) \leq (B) \times 4/5$ の場合 (A) の額 円 . -

(2) $(A) > (B) \times 4/5$ の場合 (B) × 4/5 の額 円 . -

街づくり推進団体助成金 領収書等整理表

	領収書・レシート の日付	金 額	摘要（品目・数量）
印刷費			
	(項目) 小計		
会議費			
	(項目) 小計		
通信費			
	(項目) 小計		
事務用品			
	(項目) 小計		
その他経費			
	(項目) 小計		
	小計		
視察等の交通費・ バス借上げ費			
合計			

街づくり推進団体助成金額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

年 月 日に報告を受けました街づくり推進団体助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 確定額

¥ _____ . -

街づくり推進団体助成金交付請求書

第 号
年 月 日

(請求先)
横浜市 長

請求者

団体名	
地域まちづくり グループ登録番号	
所在地	〒
代表者氏名	

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた街づくり推進
団体助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ . 二

2 振込先

金融機関名	銀行	信用金庫	支店
種 別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

(留意事項)

- ・ 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

3 添付書類

街づくり推進団体助成金交付決定通知書の写し

街づくり推進団体助成金額確定通知及び返還請求書

第 年 月 日 号

(請求先)

様

(請求者)

横浜市長

印

年 月 日に報告を受けました街づくり推進団体助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える助成金が交付されていますので、確定額を超える部分の助成金の返還を請求します。

1 確定額

¥ _____ . -

2 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . - (今回請求額)

3 返還請求額

¥ _____ . -

4 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

5 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口にお持ちください。

街づくり推進団体助成金返還請求書

第 年 月 日 号

(請求先)

様

(請求者)

横浜市長

印

年 月 日 (第 号) をもって取り消しを決定した
年度街づくり推進団体助成金について、既に助成金が交付されていますので、
以下のとおり助成金の返還を請求します。

1 返還請求額等

交付金額 (取消決定)	¥	_____	. -
返 還 請 求 額	¥	_____	. -

2 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

3 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等 (別紙参照) の窓口にお持ち
ください。

第14号様式

年 月 日

(報告先)
横浜市長

横浜市 区 町
(報告者) 団体名
代表者氏名

街づくり推進団体助成金年度事業報告書

年 月 日 第 号をもって決定通知のあった街づくり推進団体助成金につきましては、事業が完了しましたので街づくり推進団体に対する助成金交付要領第16条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

- 1 活動報告シート（第15号様式）
- 2 その他事業報告書類

活動報告シート（市街地整備事業）

団体名		
年度の事業化へ向けた活動方針（目標）		
1 2 3 （活動方針（目標）は4以上でも可能）		
活動方針（目標）を達成するために行った内容及び結果（成果）		
1 2 3 （上の活動方針と対応させる。） 例：再開発事業に対する理解を深めるため〇〇地区視察会を行い、地権者の間で具体的なイメージが浮かぶことで、事業化へ向けた活発な議論が行われた。その結果、来年度に事業計画を検討していくよう話がまとまった。		
事業推進上の （事業化へ向けた） 課題および対応	課 題	対 応

活動報告シート（地域整備事業）

団体名		
年度の街づくり活動方針（目標）		
1 2 3 （活動方針（目標）は4以上でも可能）		
活動方針（目標）を達成するために行った内容及び結果（成果）		
1 2 3 （上の活動方針と対応させる。）		
街づくりに向けた 課題および対応	課 題	対 応